

産地活性化総合対策事業（鳥獣被害対策支援事業）実施要領の制定について

〔 22生産第11118号
平成23年4月1日
農林水産省生産局長 〕

鳥獣被害対策支援事業については、先に産地活性化総合対策事業（鳥獣被害対策支援事業）実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第11117号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、産地活性化総合対策事業（鳥獣被害対策支援事業）実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

(別記 1)

鳥獣被害対策支援事業（広域連携支援）

第 1 事業の趣旨等

1 事業の趣旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、複数の都道府県の市町村を跨ぐ区域において、捕獲等による個体数調整、侵入防止柵の設置等による被害防除、緩衝帯の設置等による生息環境管理の被害防止の取組を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 事業の目標

要綱別記 1 の第 1 の 1 の規定により作成する被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

要綱別表第 1 の事業実施主体の欄の農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める協議会等とは、推進事業にあつては、広域市町村域内に係る地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会（以下「協議会」という。）とし、事業実施及び会計手続を適正に行いいうる体制を有しているものとする。

整備事業にあつては、協議会又はその構成員（試験研究機関を除く。）であつて、かつ、代表者の定め並びに事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているものとする。

また、事業実施主体は、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から、生産局長が別に定める配分基準により選定された団体とする。

4 事業実施主体の範囲

3 において定める協議会等の事業実施を行う地理的範囲は、複数の都道府県の市町村を跨ぐ区域内（以下「広域市町村域」という。）であつて、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される区域とするものとする。

5 費用対効果分析

要綱別表第 1 の採択要件の欄の 4 の「すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、「鳥獣被害防止総合対策交付金及び産地活性化総合対策事業（鳥獣被害対策支援事業）における費用対効果分析の実施について」（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9426 号生産局長通知）により費用対効果分析を実

施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

6 地域主体の鳥獣被害防止対策

被害防止対策に効率的かつ効果的に取り組む観点から、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条に基づく被害防止計画の作成を推進するものとする。

なお、被害防止計画の作成に当たっては、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について」（平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知）に留意するものとする。

7 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表第1関係）

（1）事業内容欄の1の（1）の「推進体制の整備」については、会議の開催等により事業の推進体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。

- ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題
- イ 事業の目標
- ウ 被害防止計画及び事業実施計画の作成・見直し
- エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築
- オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- カ その他必要な事項

（2）事業内容欄の1の（2）の「個体数調整」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、個体数調整については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。

- ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備
- イ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲
- ウ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及
- エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立

（3）事業内容欄の1の（3）の「被害防除」については、次に掲げる事項を実

施できるものとする。

ア 犬を活用した追上げ・追払い、花火等を活用した追払い、忌避作物の導入及び侵入防止柵・威嚇機材などの被害防止対策に必要な技術の実証

イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査の実施

ウ イの調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供、被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及

(4) 事業内容欄の1の(4)の「生息環境管理」については、牛の放牧等による農地等の周辺における緩衝帯の設置、放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備を実施できるものとする。

(5) 事業内容欄の2の(1)の「鳥獣被害防止施設」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとし、他の整備計画との整合について配慮するものとする。

(6) 事業内容欄の2の(2)の「処理加工施設」については、被害を及ぼす鳥獣の捕獲個体の処理加工施設（捕獲鳥獣を焼却するための施設を含む。）を整備するものとする。この場合、被害防止計画に定める地域において、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲に関する計画と、その計画に即した捕獲活動を一体的に行うものとする。

(7) (2)、(3) 及び (4) を行う場合は、必要最小限の施設、機械等を借り上げることができるものとする。

(8) 推進事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、補助対象外とする。

(9) 推進事業の実施に要する経費に係る国の補助対象経費は、別表2のとおりとする。

2 実施基準

(1) 被害防止計画及び事業実施計画は、関係農林漁業者をはじめとした地域住民の合意を得たものであること。

(2) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の補助対象外とする。

(3) わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、シンポジウムの開催、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は補助対象外とする。

(4) 補助対象事業は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭

和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- (5) 既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品新材の利用による新築の事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品、古材の利用による事業を補助対象とすることができるものとする。

この場合、それぞれの事業による補助対象は次のとおりとする。

- ① 増築、改築、併設の事業において、既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費は補助対象としない。
- ② 合体の事業については、地域の自然的、社会的又は経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合に限り、補助対象とすることができるものとする。

- ③ 古品古材の利用については、次によるものとする。

ア 古品古材を利用する場合は、古品古材を利用することにより新品の購入及び新築の場合より事業費が低減される場合に限るものとする。

イ 使用する古品古材の材質、規格、型式等は、新品新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ、新品新資材と同程度の耐用年数を有するものでなければならないものとする。

ウ 古品古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

なお、事業実施主体が無償で入手した古品古材は、補助対象としないものとする。

エ 古品を使用する施設について補助対象とする経費は、古品購入費、附帯施設等の工事費及び工事雑費とし、古品の補修費は補助対象としないものとする。

- (6) 事業実施主体は、次に掲げる内容を検討した上で、整備する施設等に係る利用計画を策定しなければならない。

- ① 施設等の内容や利用対象者、利用時期等の当該施設等に係る利用形態等
- ② 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等の当該施設等における利用環境等

- (7) 利用計画等に沿って当該施設が適正に利用されると認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれるものとする。

- (8) 個人施設、目的外使用の恐れがあるもの及び事業効果の少ないものは、補助対象としないものとする。

- (9) 施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。

- (10) 施設の整備に係る用地の規模は著しく過大になってはならない。

- (11) 施設の用地が確保される見通しがないなど事業着手までに相当の期間を有すると認められる事由が発生していない。
- (12) 事業実施主体等において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まれなければならない。
- (13) 事業実施主体等が施設等の管理及び運営に当たり、適正に収支計画を策定し、収支の均衡が取れていると認められなければならない。
なお、鳥獣被害防止施設等その運営に伴い収支を伴わない施設等は、この限りでない。
- (14) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれなければならない。
- (15) 施設の整備に当たっては、地域の実情や施設の構造等を勘案し、極力木材の利用促進に配慮するものとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、要綱別表第1の事業内容の欄の1の推進事業の一部を他のもの（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知）第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。）その他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

第3 補助率

要綱別表第1の補助率の欄の1の推進事業の生産局長が別に定める定額の限度額は、事業実施主体を構成する1市町村当たり2,200千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

- 2 要綱別記1の第1の5の被害防止計画及び事業実施計画の公表については、協議会を構成する市町村における閲覧、市町村のホームページ又は各種広報誌への掲載その他所定の方法により行うものとする。

3 事業実施計画の承認

地方農政局長等は、別表 1 に定める事項等の確認により事業実施計画が要綱別表第 1 の採択要件及び次に掲げるすべての項目を満たしている場合、別に定めるところにより、事業実施計画の事業内容等に応じて順位付けをし、当該年度の予算の範囲内で順位の上位から補助対象となる事業実施計画の承認を行い、その旨を事業実施主体に対して通知するものとする。

- (1) 事業実施計画の内容と被害防止計画の内容の整合性が図られていること。
- (2) 鳥獣被害対策支援事業（広域連携支援）（以下「広域連携支援」という。）の総合的な実施が、被害防止計画に定められた目標の達成に資すると認められること。

4 事業実施計画の重要な変更

要綱別記 1 の第 1 の 6 の生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業実施主体の変更、事業の中止又は廃止とする。

5 事業の着工

事業の着工（機械の発注を含む。）又は着手については、交付決定後に行うものとする。事業実施主体は、事業に着工・着手するときは、生産局長が別に定めるところにより速やかにその旨を別記様式第 5 号の入札結果報告・着工届けにより地方農政局長等に届け出るものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、別記様式第 6 号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害対策支援事業交付決定前着工（着手）届を地方農政局長等に提出するものとする。この場合、事業実施主体は、補助対象事業の内容が的確であり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着工又は着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

6 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、広域連携支援により整備した施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業実施主体は、広域連携支援により整備した施設の管理運営を直接行い難しい場合、広域連携支援の実施地域の団体であって、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営を行わせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長等は広域連携支援の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（(2) により事業実施主体が施設の管理運営を委託している場合にあっては、当該団体）に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等は、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うものとする。

7 事業名等の表示

事業実施主体は、広域連携支援により整備した施設等に、事業名を表示するものとする。

第5 事業実施状況の報告

要綱別記1の第5の1の生産局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別記様式第2号により地方農政局長等に対して、事業実施状況報告書を提出して行うものとする。

第6 事業の評価

1 事業評価

要綱別記1の第6の1の(2)の評価の報告は、被害防止計画の目標年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第3号により地方農政局長等に対して、評価報告を提出して行うものとする。

2 改善計画

- (1) 要綱別記1の第6の2の(1)の目標の達成状況が低調である場合とは、被害防止計画目標の達成率が70%未満であるものとする。
- (2) 要綱別記1の第6の2の(2)の改善計画の報告は、別記様式第4号により地方農政局長等に対して、改善計画を提出して行うものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を1年間延長し、再度、要綱別記1の第6の1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。
- (3) 要綱別記1の第6の2の(3)の目標の達成が見込まれない事業実施主体とは、被害防止計画目標の達成率が50%未満であるものとする。

3 公表

要綱別記1の第6の1の(1)の評価結果及び要綱別記1の第6の2の(1)の改善計画の公表は、第4の2と同様の方法により行うものとする。

別表 1 整備事業の実施に当たって満たすべき事項

事 項
1 既存の機械・施設（以下「施設等」という。）の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。
3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
5 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
6 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率（費用対効果）が 1.0 以上であること。
7 補助対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表等による耐用年数が 5 年以上のものとする。
8 国庫補助金が、対象となる補助率で正しく計算されていること。
9 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
10 附帯施設について、不要なものがないこと。
11 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
12 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
13 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
14 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
15 適正な収支計画となっていること（収支については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。）
16 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
17 鳥獣被害防止施設、処理加工施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。
18 処理加工施設を建設する場合は、被害を及ぼす鳥獣の捕獲計画が作成され、その計画に即した捕獲活動ができる体制となっていること。
19 捕獲した鳥獣の肉の処理加工施設を建設する場合は、食品衛生法等関係法令を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
20 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。
21 施行方法の選択が適切にされていること。
22 入札の方法に関する知識を有していること。
23 地元関係者との合意形成が図られていること。

24 その他法律に定める基準等が満たされていること。

別表 2 推進事業の実施に要する経費に係る国の補助対象経費

区 分	内 容
設 備 備 品	設備及び物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に要する経費
消 耗 品	原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の購入に要する経費
旅 費	資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等に要する経費
謝 金	資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費
賃 金	資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために雇用した者に対する実働に応じた対価
役 務 費	機械又は器具の保守又は修繕、翻訳、鑑定、設計、分析等に要する経費
委 託 費	調査の実施及び取りまとめデータ記帳等定型的業務を他の者に委託するのに要する経費
請 負 施 行 費	請負人が仕様書又は実施計画書に基づき、事業の一部分を実施するのに要する経費
そ の 他	文献購入費、光熱水料、通信運搬費、印刷製本費、会場借料、自動車等借上料、成果の発表に必要な経費等

別記様式第1号（別記1の第4の1関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては農林水産省生産局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

所在地

団体名
(協議会名)
代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害対策支援事業の実施計画の（変更）承認申請につ
いて

平成〇〇年度において、鳥獣被害対策支援事業（広域連携支援）を実施したい（鳥
獣被害対策支援事業実施計画を変更したい）ので、産地活性化総合対策事業（鳥獣被
害対策支援事業）実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第11117号農林水
産事務次官依命通知）別記1の第1の2（別記1の第1の6）の規定に基づき、関係
書類を提出する。

- （注） 1 関係書類として、別添事業実施計画書を添付すること。
2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

(別添)

○鳥獣被害対策支援事業（広域連携支援）関係
1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分			備考
			国庫補助金	都道府県・市町村費	その他	
鳥獣被害対策支援事業	推進事業 1 推進体制の整備 2 個体数調整 3 被害防除 4 生息環境管理 整備事業 1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 (焼却施設)	円	円	円	円	
	計					

注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
3 備考欄には、仕入れに係る消費税等控除相当額について、これを控除した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

2 事業の目的

3 計画の作成状況
(1) 被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 4 条の規定に基づく被害防止計画の作成 ア 広域市町村域内の市町村が共同して作成 イ 広域市町村域内の各市町村ごとに作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

(注) 被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

(2) 他の施策との関連状況

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に基づく防除実施計画の作成	
---	--

(注) 1 事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。

4 事業実施体制

(1) 協議会の概要

協議会の名称 及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備考

(注) 協議会の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

(2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備考

(3) 地域における取組

具体的な取組内容

(注) 鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。

5 推進事業の内容

(1) 被害防止活動推進

① 推進体制に関する実施計画（又は実績）

開催年月日	会議名	内 容	事業費	負担区分			備考
				国庫補助金	都道府県・市町村費	その他	
			円	円	円	円	
計							

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
3 協議会等の活動について記入すること。

②個体数調整に関する実施計画（又は実績）

ア 狩猟免許の取得

所属機関 の名称	免許の種類	取得 人数	内 容	事業費	負担区分			備考
					国庫補助金	都道府県・市町村費	その他	
				円	円	円	円	
計								

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

イ 個体数調整に関する事項

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分			備考
					国庫補助金	都道府県・市町村費	その他	
				円	円	円	円	
計								

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

③被害防除に関する実施計画（又は実績）

ア 現場技術指導者の育成

所属機関 の名称	育成人数	内 容	事業費	負担区分			備考
				国庫補助金	都道府県・ 市町村費	その他	
			円	円	円	円	
計							

- （注） 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

イ 被害防除に関する事項

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分			備考
					国庫補助金	都道府県・ 市町村費	その他	
				円	円	円	円	
計								

- （注） 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

④生息環境管理に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分			備考
					国庫補助金	都道府県・ 市町村費	その他	
				円	円	円	円	
計								

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

6 整備事業の内容

(1) 施設整備地域の地域指定状況

市町村名	整備地域	地域指定状況					備 考
		山村	過疎	特農	半島	離島	

(注) 施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。

(2) 侵入防止柵等整備の現状及び計画

区分	対象鳥獣	整備済面積 (A)	要整備面積 (B)	整備計画面積 (C)	整備予定率 (A+C) / (A+B)	備考
侵入防止柵		ha (m)	ha (m)	ha (m)	%	

(注) 整備計画面積欄には、市町村内要整備面積のうち当該年度において施設の整備を計画している面積を記入すること。

(3) 鳥獣被害防止施設の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	整備地域	受益 戸数	実施内容	事業費	負担区分			補助率	備考
					国庫補助金	都道府県・ 市町村費	その他		
				円	円	円	円	%	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 3 侵入防止柵等の被害防止施設の設置場所が分かる地図、対象獣種及び柵の種類毎の1m当たり単価、柵の仕様の分かる資料、導入資材の内訳及び事業費の内訳の分かる資料等を添付すること。
 4 「鳥獣被害防止総合対策交付金及び産地活性化総合対策事業（鳥獣被害対策支援事業）における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産第9426号生産局長通知）により算出した、費用対効果分析（投資効

率)に係る資料を添付すること。

(4) 処理加工施設(焼却施設)の整備計画(又は実績)

対象鳥獣	整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	負担区分			補助率	備考
					国庫補助金	都道府県・市町村費	その他		
				円	円		円	%	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 3 処理加工施設(焼却施設)の設置場所、対象範囲が分かるような地図及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
 4 「鳥獣被害防止総合対策交付金及び産地活性化総合対策事業(鳥獣被害対策支援事業)における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月31日付け19生産第9426号生産局長通知)により算出した、費用対効果分析(投資効率)に係る資料を添付すること。

7 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する経費(又は要した経費) (A)+(B)+(C)	負 担 区 分			備 考
		国庫補助金 (A)	都道府県・市町村費 (B)	その他 (C)	
1 産地活性化総合対策事業費補助金 鳥獣被害防止施設 処理加工施設 (焼却施設) 2 産地活性化総合対策事業推進費補助金の整備 推進体制調整 個体数調整 被害防除 生息環境管理	円	円	円	円	
合 計					

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

8 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

9 収支予算（又は精算）
 (1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 産地活性化総合対策事業費補助金 鳥獣被害防止施設 処理加工施設 (焼却施設)	円	円	円	円	
2 産地活性化総合対策事業推進費 補助金の整備 推進体制の整備 個体数調整 被害防除 生息環境管理					
3 自己資金					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 産地活性化総合対策事業費補助金 鳥獣被害防止施設 処理加工施設 (焼却施設)	円	円	円	円	
2 産地活性化総合対策事業推進費 ① 補助金の整備 ② 推進体制の整備 ③ 個体数調整 ④ 被害防除 ④ 生息環境管理					

合	計					
---	---	--	--	--	--	--

注 区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

10 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第 2 号（別記 1 の第 5 関係）

鳥獣被害対策支援事業の事業実施状況報告書（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
（北海道にあっては農林水産省生産局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

所在地

団体名
（協議会）
代表者 役職 氏名 印

産地活性化総合対策事業（鳥獣被害対策支援事業）実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日
付け 22 生産第 11117 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の第 5 の 1 の規定に
より、別添のとおり報告する。

（注） 1 別添様式については、別記様式第 1 号に準ずるものとする。

また、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に
関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 4 条第 10 項の規定に基づく、
被害防止計画の実施状況報告の写しを添付するものとする。

2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

別記様式第3号（別記1の第6の1関係）

鳥獣被害対策支援事業の評価報告（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
（北海道にあっては農林水産省生産局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

所在地

団体名
（協議会名）
代表者 役職 氏名 印

産地活性化総合対策事業（鳥獣被害対策支援事業）実施要綱（平成23年4月1日
付け22生産第11117号農林水産事務次官依命通知）別記1の第6の1の（2）
の規定により、別添のとおり報告する。

（注） 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

(別添)

被害防止計画目標評価報告書

1. 対象地域及び実施期間

対象地域	
実施期間	

2. 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	目標値 A	実績値 B	達成率(%) B/A	備 考

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	事業効果

4. 総合評価

(コメント)

5. 第三者の意見

(コメント)

(注)：1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要綱別記 1 の第 6 の 2 の (1) 及び (2) に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。

2 3 の事業効果には、事業の実施により発現した効果を幅広く記入すること。なお、処理加工施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。

3 4 の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。

別記様式第4号（別記1の第6の2の（2）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
（北海道にあっては農林水産省生産局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

所在地

団体名
（協議会名）
代表者 役職 氏名 印

鳥獣被害対策支援事業（平成〇〇年度）で取得又は効用の増加した施設等の利用に関する改善計画について

平成〇〇年度において鳥獣被害対策支援事業で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 施設等の利用の実績及び改善計画
（改善計画は、3か年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）
- 4 改善方策
（要領に定める事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）

5 改善計画を実施するための推進体制

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標	計画策 定時	1年目	2年目	3年目	改善計 画策定	1年目	2年目	3年目
		(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)
施設整備	利用量 (km、ha 等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 2 収支率は、収入／支出×100 とする
 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

別記様式第 5 号（別記 1 の第 4 の 5 関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては農林水産省生産局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

平成〇〇年産鳥獣被害対策支援事業入札結果報告・着工届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、着工を届け出ます。

記

施行方法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・代行施行における競争見積・随意契約
入札執行年月日	年 月 日
入札立会者の所属・役職・氏名	
入札予定価格（税抜）	円
入札参加業者名及び入札価格（税抜）	円
	円
	円
	円
	円
入札執行回数	
落札業者名（契約業者名）	

契約価格（税込）		円
契約年月日	年	月 日
着工住所		
着工年月日	年	月 日
完了予定年月日	年	月 日
工事監理者		
入札結果等の公表方法		
備 考	年 月 日〇〇第〇〇〇号 交付決定通知	

- (注)
- 1 「施行方法」欄及び「入札方法」欄は、該当するものを○で囲む。
 - 2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は必ず記入する。
 - 3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投られた価格を記入する（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする）
 - 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
 - 5 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄まで記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
 - 6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
 - 7 交付決定前に着工した場合、「備考」欄は交付決定前着工届の文書番号等を記入する。
 - 8 本報告・届出に際しては、工程表を添付すること。
 - 9 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。

別記様式第6号（別記1の第4の5関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては農林水産省生産局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

所在地

団体名
(協議会名)
代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害対策支援事業の交付決定前着工（着手）届

平成〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付決定前に着工（着手）することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着工（着手）予定年月日
- 4 竣工予定年月日
- 5 交付決定前着工（着手）を必要とする理由

別記条件

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着工・着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

(別記 2)

鳥獣被害対策支援事業（取組基盤支援）

第 1 事業実施主体

要綱別表第 2 の事業実施主体の欄の生産局長が別に定める協議会とは、民間企業、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び独立行政法人で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

また、事業実施主体は、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする

第 2 事業の内容等

1 事業の内容

(1) 地域リーダー育成研修事業

ア 研修カリキュラムの作成

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、集落診断調査の指導や診断に基づく対策手法の提案を行い、地域の合意形成を図る技術を有し、地域ぐるみの対策を推進する上で中心的役割を果たす地域リーダー（以下「地域リーダー」という。）を鳥獣の被害防止対策に係る基礎的な知識及び技術を有する者を対象として研修を行うことにより計画的に育成するものとし、必要な研修カリキュラムを作成する。その際には、農林水産省が作成する野生鳥獣被害防止マニュアル等を参照するものとする。

イ 研修会の開催

アの研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う地域リーダーを効率的に育成するため、全国 2 ヶ所以上で研修会を開催する。

ウ 事業実施体制の検討

ア及びイを円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物等の被害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

(ア) 事業の目標

(イ) 研修カリキュラムの作成

(ウ) 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施

(エ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

(オ) その他必要な事項

(2) 対策手法確立調査・実証事業

ア 新たな被害防止対策手法に関する調査

新たな被害防止対策手法を用いて被害対策等に取り組んでいる地区等を全国5ヶ所以上調査し効果を検証する。

イ 被害防止技術等に関する検討会の開催

被害防止技術等に関する検討会を開催するとともに、技術・器具等の展示・評価を行う。

ウ 委員会の開催

ア及びイを円滑かつ効率的に実施するため、鳥獣の生態や最新の捕獲技術、被害防止対策等について専門的な知識や技術等を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

(ア) 事業の目標

(イ) アの被害防止対策に関する実態調査の内容、方法、取りまとめ方法等

(ウ) 技術検討会の開催や技術展示の内容、方法等

(エ) エのマニュアルの作成・配布・公表に関する事項

エ マニュアルの作成・配布等

新たな被害防止手法に関する調査結果や被害防止技術等に関する検討会を踏まえ、効率的かつ効果的な鳥獣の被害防止対策のマニュアルを作成・配布する。

(3) 利活用技術指導者育成研修事業

ア 研修カリキュラムの作成

捕獲した鳥獣の利活用に係る技術を普及するため、捕獲技術及び肉等の有効活用に係る知識並びに技術を有する技術指導者（以下「技術指導者」という。）を計画的に育成するための研修カリキュラムを作成する。

イ 研修会の開催

アの研修カリキュラムに基づき、捕獲した鳥獣の有効活用に寄与する技術指導者を効率的に育成するため、捕獲技術等については1ヶ所以上、肉等活用技術については全国3ヶ所以上で研修会を開催する。

ウ 事業実施体制の検討

ア及びイを円滑かつ効率的に実施するために、被害防止に関する実践技術、捕獲した鳥獣の有効活用等に関する専門的知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

(ア) 事業の目標

(イ) 研修カリキュラムの作成

(ウ) 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施

(エ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

(オ) その他必要な事項

2 実施基準

(1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。

(2) 推進事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、補助対象外とする。

(3) 事業の実施に要する経費に係る国の補助対象経費は別表3のとおりとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者（鳥獣の行動特性、被害防止対策に関する知見等を有するもの。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、鳥獣被害対策支援事業（取組基盤支援）を的確かつ効果的に実施するため、必要に応じて、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成18年3月29日付け17生産第8581号農林水産省生産局長通知）第2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。）の協力を得るものとする。

第3 国庫補助額

要綱別表第2の補助率の欄の生産局長が別に定める定額の限度額は、以下のとおりとする。

取組基盤支援は、47,620千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成

要綱別記2の第1の1の生産局長が別に定める事業実施計画の作成及び承認申請は、別記様式第1号によるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記2の第1の2の生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とする。

第5 事業実施状況の報告

要綱別記2の第5の事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第2号により生産局長に対して、事業実施状況報告書を提出して行うものとする。

第6 事業の評価

要綱別記 2 の第 6 の事業の評価は、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を生産局長に報告するものとする。

生産局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容の評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

別表 3 取組基盤支援の実施に要する経費に係る国の補助対象経費

区 分	内 容
設 備 備 品	設備及び物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に要する経費
消 耗 品	原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の購入に要する経費
旅 費	資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等に要する経費
謝 金	資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費
賃 金	資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために雇用した者に対する実働に応じた対価
役 務 費	機械又は器具の保守又は修繕、翻訳、鑑定、設計、分析等に要する経費
委 託 費	調査の実施及び取りまとめデータ記帳等定型的業務を他の者に委託するのに要する経費
請 負 施 行 費	請負人が仕様書又は実施計画書に基づき、事業の一部分を実施するのに要する経費
そ の 他	文献購入費、光熱水料、通信運搬費、印刷製本費、会場借料、自動車等借上料、成果の発表に必要な経費等

注：賃金の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の別添の 3 の直接作業時間数を把握するための書類整備についてに準じて事業従事者毎の業務日誌を整備すること。

別記様式第1号（別記2の第4の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害対策支援事業（取組基盤支援）の実施計画の（変更）承認申請について

平成〇〇年度において、鳥獣被害対策支援事業（地域リーダー育成研修事業、対策手法確立調査・実証事業、又は利活用技術指導者育成研修事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、産地活性化総合対策事業（鳥獣被害対策支援事業）実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第11117号農林水産事務次官依命通知）別記2の第1の1（別記2の第1の2）の規定に基づき、関係書類を提出する。

（注） 関係書類として、別添の鳥獣被害対策支援事業（取組基盤支援）（事業実施計画書）を添付すること。

(別添)

○鳥獣被害対策支援事業（取組基盤支援）
（事業実施計画）

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
	(例) ①研修カリキュラムの作成 ②研修会の開催 ③実施体制の整備 ④新たな被害防止対策手法に関する調査 ⑤被害防止技術等に関する検討会開催 ⑥マニュアルの作成・配布	千円	千円	千円	
	計				

注：事業名の欄には、地域リーダー育成研修事業、対策手法確立調査・実証事業、又は利活用技術指導者育成研修事業のいずれかの事業名を記載する。

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 実施体制の整備

ア 委員会の概要

委員会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

(注) 委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

イ 委員会の開催計画（又は実績）

--

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備 考

ウ 事業の成果目標

--

(2) 研修カリキュラムの概要

--

注1：研修カリキュラム（案）を添付すること。

2：地域リーダー育成研修事業又は利活用技術指導者育成研修事業の場合に記載する。

(3) 研修会の開催計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	研修内容	備 考

注：地域リーダー育成研修事業又は利活用技術指導者育成研修事業の場合に記載する。

(4) 対策手法確立調査・実証事業

調査・検証 時期	調査・検証 方法	調査・検証 対象	調査・検証の内容	備 考

注：対策手法確立・実証事業の場合に記載する。

(5) マニュアルの作成・公表

マニュアルの作成・配布の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	配布方法

--	--	--	--

注： 対策手法確立調査・実証事業の場合に記載する。

(6) 被害防止技術等に関する検討会の開催

実施時期	内 容	開催場所	参加規模

検討会開催及び技術等の展示・評価方法について具体的に記載する。

4 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		補助金 (A)	自己資金 (B)	
産地活性化総合対策事業推進費補助金 取組基盤支援 ①地域リーダー育成研修事業 ②対策手法確立調査・実証事業 ③利活用技術指導者育成研修事業	円	円	円	
合 計				

5 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

6 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 産地活性化総合対策事業推進費補助金	円	円	円	円	

2 自 己 資 金					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
産地活性化総合対策事業推進費補助金 取組基盤支援 ①地域リーダー育成研修事業 ②対策手法確立調査・実証事業 ③利活用技術指導者育成研修事業	円	円	円	円	
合 計					

注 区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

7 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記2の第5関係）

鳥獣被害対策支援事業（取組基盤支援）の事業実施状況報告書
（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名 印

産地活性化総合対策事業（鳥獣被害対策支援事業）実施要綱（平成23年4月1日
付け22生産第11117号農林水産事務次官依命通知）別記2の第5の規定により
〇〇事業について別添のとおり報告する。

- （注）
- 1 〇〇事業については、地域リーダー育成研修事業、対策手法確立調査・実証事業、又は利活用技術指導者育成研修事業のいずれかの事業名を記載するものとする。
 - 2 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。